

**原発差止仮処分における主張・疎明及び審査のあり方**

【文献種別】 決定／大阪高等裁判所  
【裁判年月日】 平成29年3月28日  
【事件番号】 平成28年(ラ)第677号  
【事件名】 仮処分命令認可決定に対する保全抗告事件  
【裁判結果】 取り消し・申立て却下(確定)  
【参照法令】 民事保全法23条2項・24条・41条  
【掲載誌】 判時2334号3頁

LEX/DB 文献番号 25545751

**事実の概要**

本件は、全国で提起されている原発運転差止請求事件のうち、高浜発電所3号機及び4号機を設置しているY(関西電力。相手方債務者、原告人)に対し、Xら(原発から70キロ以内の距離の滋賀県住民。申立人債権者、抗告の相手方)が、人格権に基づく妨害(予防)排除請求権により、本件各原子力発電所の運転を禁止する仮処分を申し立てた事案である。

天津地裁は、申立てを容れて差止仮処分を発令し、史上初めて現に運転中の原発を停止させた(天津地決平28・3・9判時2290号75頁。原決定)<sup>1)</sup>。その際、本評釈の中心となる原発の安全性、人格権侵害の具体的危険に関する主張・疎明について後掲の伊方原発最高裁判決(以下、伊方最判)を引用し、本件が福島原発事故後の事案であることを踏まえると、Yは規制行政庁から設置認可許可を得た事実のみならず「原発の設計や運転のための規制が具体的にどのように強化され、Yがその要請にどのように応えたかについて主張及び疎明を尽くすべきである」としていた。これに対し、Yは保全異議を申し立てたが退けられ(天津地決平28・7・12判時2334号113頁)、さらに保全抗告を申し立てた。

本決定はYの抗告を容れて保全異議審決定及び原決定を覆し、本件仮処分命令申立ては理由がないと結論づけた。すなわち、原子力発電所に絶対的安全性を求めることはできないが、被害発生の危険性が社会通念上無視しうる程度にまで管理されていることが必要であるとし、原発の安全性の主張・疎明及び審査のあり方については以下のように述べて、結局、Yが原子力規制委員会による

新規制基準適合性審査に合格していることを主張・立証すれば、審査・判断過程に不合理な点が認められない限り安全性が認められるとした。

**決定の要旨**

原子力発電所の安全性及びその審査に関する法制度によれば、「原子力発電所が原子力規制委員会の定めた安全性の基準に適合しないときは、原子炉等規制法の求める安全性を欠き、設置許可の要件を充足しないのであるから、その運転により周辺住民等の生命、身体及び健康を侵害する具体的危険があるというべきである。そして、人格権に基づく差止請求権の主張立証責任に鑑みれば、本件各原子力発電所が安全性の基準に適合しないことは、運転差止めを求める相手方らに主張立証責任があると解される。

もっとも、原告人は、本件各原子力発電所の設置者として、設置及び変更の許可を取得しているのであり、安全性の基準に関する科学的・技術的知見を有するとともに、本件各原子力発電所の施設、設備、機器等に関する資料や原子力規制委員会の安全性の審査に関する資料を全て保有していると認められる。

このような本件各原子力発電所の安全性の審査に関する科学的・技術的知見及び資料の保有状況に照らせば、まず、原告人において、本件各原子力発電所が原子力規制委員会の定めた安全性の基準に適合することを、相当の根拠、資料に基づいて主張立証すべきであり、この主張立証が十分尽くされないときは、本件各原子力発電所が原子炉等規制法の求める安全性を欠き、相手方らの生命、身体及び健康を侵害する具体的危険のあることが

事実上推認されると解される。

一方、抗告人において本件各原子力発電所が安全性の基準に適合することの主張立証を尽くしたと認められるときは、相手方らにおいて、原子力規制委員会の策定した安全性の基準自体が現在の科学的・技術的知見に照らして合理性を欠き、又は、本件各原子力発電所が安全性の基準に適合するとして原子力規制委員会の審査及び判断が合理性を欠くことにより、本件各原子力発電所が安全性を欠くことを主張立証する必要があるというべきである。」

## 判例の解説

### 一 本決定の位置づけ

本件各決定はいずれも、原子炉設置許可処分取消訴訟において当事者の主張・立証と裁判所の審理判断のあり方について指針を与えた伊方最判（最一小判平4・10・29民集46巻7号1174頁）の判断枠組みを仮処分に用いた事例である。すなわち、被保全権利に関する事実の主張・疎明の責任は本来申立人債権者が負うとして、原子炉施設の安全審査に関する専門的知見と資料の偏在を考慮して、まずは相手方に相当の根拠資料に基づいて主張・疎明すべきとしている点、これが尽くされない場合には相手方に不利益な事実が推認されるとしている点で、伊方最判を引用していない本決定も含め、その判断枠組みを踏まえている。その上で、大津地裁は本件Yが上記の主張・疎明を尽くしていないと見たのに対し、大阪高裁はこれが尽くされているとして逆の結論を導いた。その違いは、Yに求める立証（保全手続では疎明。以下では省略）の主題を「本件原発が原子力規制委員会による新規制基準に適合していること」とし、それで足りるとするかにある。

民訴法学においては、証拠が構造的に偏在する場合に証明責任を負わない当事者に主張・立証の一定の負担を課すことを認めた判例として伊方最判が評価されている。これは既存の証明概念の一般的理解とは一致しないが、事案解明義務論や具体的事実陳述＝証拠提出義務論等により根拠づけられる、とされてきた。そして伊方最判では、Yに要求される最低限の主張・立証の程度が明確でなかったことが判例としての限界点と指摘されていたところ<sup>2)</sup>、本決定はYの果たすべき立証の程

度、内容に関する1つの考え方を示していることになる。

他方で行政法学の領域では、本決定は、主張・立証を2段階構成とする点、その際に立証主題を新規制基準の合理性ではなく適合性とする点で伊方最判の修正、転用型と位置づけられているようである。すなわち、証明責任を負わない当事者には第1段階として比較的軽い負担を課し、これが果たされれば第2段階として証明責任を負う当事者が本来の負担を果たさねばならないとする2段階構成を採っており<sup>3)</sup>、しかも、すでに原子力規制委員会による新規制基準適合性審査を経ているYには新規制基準の合理性ではなく、適合性を主張・立証すればよいとしている<sup>4)</sup>。これは、伊方最判後にこれを民事訴訟に用いる下級審判例の多くが採用する手法とされている。

本決定が両当事者に主張・立証の負担を段階的に振り分ける点に異論はないが、Yに主張・立証を求める内容を基準の適合性に留め、残り全てをXの負担としていることには、立証主題の具体化、かみ合った争点形成の観点から疑問がある。

### 二 両当事者による分担のための主張・立証の段階化

行政法学の領域では、伊方最判は本来は証明責任を負わない被告（相手方）に事実上証明責任を転換するものであり、Yが「安全性に欠ける点がないこと」を立証する1段階しか想定していないのに対し、その後には伊方最判の判断枠組みを用いた裁判例の多くは、上記の通り安全性に関してYが立証する段階とXが立証する段階との2段階構成（修正、転用型）を採っていると分析されているようである<sup>5)</sup>。

一方、民訴法学のこれまでの議論では、伊方最判は、証明責任を転換する趣旨ではないし、「立証の必要」や「事実上の推定（推認）」の一般的理解とも乖離していることが既に指摘されてきた<sup>6)</sup>。すなわち伊方最判は、裁判官の心証形成の過程において一方当事者から他方に主張・立証の必要を移すのではなく、規範的要求としてまずYに主張・立証を求めている。効果としても、自由心証のもと経験則に基づいて単にある事実から他の事実を推認（推定）するのではなく、Yが主張・立証を果たさなかったことを根拠にYに不利益な事実、さらにはYの判断の不合理性や安全性の欠

如という法的評価までも擬制しうるとする。そこで伊方最判は、証明責任を負わない当事者に主張・立証の義務を課す事案解明義務論や具体的事実陳述＝証拠提出義務論等と重なると考えられてきた。これらの理論は、証明責任を負う当事者が事実関係から隔絶されていて、自らの責任に拠るのでなく事実を解明する可能性がないが、むしろ相手方に事実解明への協力が期待できるといった一定の要件がある場合に、証明責任を負わない当事者に、証明責任とは離れて主張・立証の義務を課すものであり、これが果たされない場合には、証明妨害と同様に相手方の主張を真実と擬制したり、自白されたとみなしたりすることも認める<sup>7)</sup>。

たしかに伊方最判もそれと符合する理論も、Yの義務違反の効果として一定範囲では実質的に証明責任が転換される帰結を導く<sup>8)</sup>。けれども、伊方最判はあくまでXが証明責任を負うとした上で、まずはYに主張・立証を求めている。それを根拠づける理論は、Yだけに責任を課すのではなく、固定的な証明責任ではとらえきれない両当事者への主張・立証の分配、それによる主張の具体化、具体的争点の形成を目的としているのである。

Yだけに負担を課すのではない証左として、事案解明義務論は、いわゆる模索的証明の一般的な禁止から出発し、相手方に義務を課す要件として、証明責任を負う当事者が自己の主張について一応納得しうる合理的基礎があることを示す手掛かりを提示することを求める。この点で、伊方最判はこの要件に言及せず最初からYに主張・立証を求めているため事案解明義務論とは違いがあると指摘されるが<sup>9)</sup>、論者によれば、伊方最判の事件ではXが十分な手掛かりを提出しており、伊方最判もこれを当然の前提としていたと解されている<sup>10)</sup>。

また事案解明義務論も具体的事実陳述＝証拠提出義務論も、Yから一定の情報を得ることにより、Xが自ら主張を具体化することにねらいがある。証明責任を負う当事者が情報を持たないために概括的な主張しかできない場合にも、相手方が証明責任を負わないからといって単純否認で済ませることを認めず、具体的事実を陳述して争い、その証拠を提出することを要求し、それにより具体的な争点を形成しようとしているのである<sup>11)</sup>。重要なのは、当事者のどちらかに、証明責任のように包括的、固定的な負担をかぶせてしまうのではな

く、両当事者が主張・立証を分担し、当事者間の主張と応答によりかみ合った争点を形成できるようにすることであろう。伊方最判もそのために段階化を意図していたのではなからうか。訴訟過程において両当事者に段階的に主張・立証を分担させるには、Yに過大な要求をしてはならないが、だからといって単純な主張・立証でYの負担が全て果たされるとすることもできない。

### 三 主張（立証主題）の具体化

本決定のように、Yが原子力規制委員会の定めた安全性の基準に適合することを主張・立証するので足りるとすることに対しては、それでは司法機関の判断の必要がないとの批判がある。伊方最判も既に、司法が行政に代わって実体的な判断をすることを避けるため、行政の判断に不合理な点がないことを立証主題としていたが<sup>12)</sup>、基準自体の不合理性、調査審議及び判断の過程も立証主題に入れていた伊方最判からすると、本決定は極めて限定的であると指摘されている<sup>13)</sup>。本決定は理由を述べていないものの、上記の伊方最判修正、転用型を採用する下級審裁判例でこのような考え方がとられるのは、行政訴訟ではない被規制者に対する民事訴訟や保全手続において、既に規制委員会の適合性審査を経ている電力事業者Yに、規制委員会が安全確保のために策定した基準の内容等の合理性について主張・立証させることは適切でないとの考え方が背景にあると見られる<sup>14)</sup>。なるほど行政判断代置は回避すべきである。けれども、Yが審査に通っていることを主張・立証すればYの負担が全て果たされたと見て、残り全てXの責任とするのでは、既に法令に従って設置運転されているYに立証は不要ともいえ<sup>15)</sup>、当事者の主張・立証以前に一律に請求棄却判決が導かれることになって、当事者間の公平な負担分配には結びつかない。本決定に対しては、十分な審理を欠き、Y準備書面を引き写した判断であるとの批判がX代理人側からなされており、大阪高裁は、規制委員会やYの判断に対するXからの異論をおそらく行政判断代置になるからと受け流し、Yに応答させてかみ合った争点を形成させようとはしなかったと推測される<sup>16)</sup>。これと比較すると、規制の強化点、それへのYの対応の主張・疎明を求めた本件原決定は、実体判断を回避しつつ、行政に追随しないためのひとつの工夫であっ

たとえられる<sup>17)</sup>。

このような状況のもと、Yに基準適合性からもう一段の具体化を求め、本案訴訟を考慮して期限を区切った上で、高裁で初めて差止仮処分を認める決定が出た（広島高決平29・12・13判時2357＝2358合併号300頁）<sup>18)</sup>。この決定には証明責任の所在不明、実体判断への立ち入りなどの懸念もあるが、YだけでなくXにも相応の主張・疎明を求め、主張・疎明を両者に段階的に分担させて具体化しようとしていると見られる。

●—注

- 1) 評釈に越智敏裕・新・判例解説 Watch (法七増刊) 19号 (2016年) 309頁があるほか、後注17) 文献参照。
- 2) 垣内秀介・民訴判例百選5版 (2015年) 132頁、上原敏夫・同3版 (2003年) 155頁等。
- 3) 本決定囲み解説・判時2334号5頁、6頁、交告尚史「伊方の定式の射程」森島昭夫＝塩野宏編『変動する日本社会と法』(有斐閣、2011年) 263頁、海渡雄一「独立した司法が原発訴訟と向き合う③——伊方原発最高裁判決の再評価 福島原発事故を繰り返さないための裁判規範を求めて」判時2354号 (2018年) 127頁、128頁等。
- 4) 黒川哲志「本件評釈」判時2359 (判評710)号 (2018年) 162頁。
- 5) 前掲注3) 参照。
- 6) 竹下守夫「伊方原発訴訟最高裁判決と事案説明義務」木川古稀祝賀『民事裁判の充実と促進・中』(判例タイムズ社、1994年) 9頁、高田昌弘「主張・立証の方法——最高裁平成4年10月29日判決」法教221号 (1999年) 32頁、山本克己「事案説明義務」法教311号 (2006年) 91頁、垣内・前掲注2) 133頁等。なお、大塚直「環境民事差止訴訟の現代的課題」淡路古稀祝賀『社会の発展と権利の創造』(有斐閣、2012年) 546頁も参照。
- 7) 事案説明義務論につき春日偉知郎『民事証拠法研究』(有斐閣、1991年) 233頁以下、具体的事実陳述＝証拠提出義務論につき松本博之『民事訴訟における事案の解明』(日本加除出版、2015年) 57頁以下、松本博之＝上野泰男『民事訴訟法〔第8版〕』(弘文堂、2015年) 348頁以下。
- 8) 春日偉知郎『民事証拠法論』(商事法務、2009年) 24頁。証明責任転換との違いにつき、春日・前掲注7) 262頁、松本・前掲注7) 60頁。
- 9) 垣内・前掲注2) 133頁、高橋宏志『重点講義民事訴訟法・上〔第2版補訂版〕』(有斐閣、2013年) 576頁等。大塚・前掲注6) 546頁も参照 (ただし大塚説はまずXに立証させるべきとし、伊方原発型と対比した、原告の相当程度の可能性証明型を採る)。
- 10) 春日・前掲注8) 23頁、44頁、竹下・前掲注6) 21頁。本件においてもXは独自に詳細に主張・疎明を展開している。

- 11) 松本・前掲注7)、とくに10頁、60頁、春日・前掲注7) 254頁。Yが義務を果たさない場合の効果として、何らかの危険の存在という程度で真実擬制や自白擬制するのではなく、Yの主張・立証を受けてXが危険性に関する主張をできるだけ具体化することも想定されることにつき山本・前掲注6) 91頁、92頁参照。
- 12) 高橋利文「伊方最判解説」曹時45巻3号 (1993年) 1025頁以下参照。
- 13) 以上は神戸秀彦「新規規制基準下での原発差止め訴訟の考察(2)」法と政治68巻2号 (2017年) 186頁。これに対し、黒川・前掲注4) 162頁は、本決定でも安全性基準がその策定過程、内容に不合理な点がないと最終的に認定されているとする。
- 14) 本決定につき高木光「仮処分による原発の運転差止——二つの高裁決定を素材として」自研93巻9号 (2017年) 12頁、黒川・前掲注4) 159頁、162頁、本件原決定につき越智・前掲注1) 312頁。高木光「仮処分による原発再稼働の差止め」法時87巻8号 (2015年) 3頁も行政訴訟を提起すべきとする。原発運転差止めを求める民事訴訟の是非につき、高木説と大塚説との論争がある。
- 15) 同旨の批判は岩淵正明「原発民事差止訴訟の判断枠組みのあり方」環境と公害46巻2号 (2016年) 12頁等。本決定への批判として海渡・前掲注3) 127頁。なお、井戸謙一「独立した司法が原発訴訟と向き合う②」判時2352号 (2018年) 117頁も参照。
- 16) 井戸・前掲注15) 117頁以下、海渡・前掲注3) 126頁以下。規制委員会やYの判断への異論の検討、異論を排除した合理的理由の立証もYに要求されるとするのは、岩淵・前掲注15) 12頁。
- 17) 岩淵・前掲注15) 12頁以下は伊方最判修正、転用型を見直し規制委員会や電力会社の判断に異論が示されている場合はその合理性を判断すべきとして原決定を評価する。大塚直「原発の稼働による危険に対する民事差止訴訟について」環境法研究5号 (2016年) 94頁は、行政に敬讓を示したうえで、裁判所が実体判断する余地を残したと評価する (これに対して越智・前掲注1) 311頁は基準合理性を实际上否定したと見る)。淡路剛久「原発規制と環境民事訴訟」同62頁は本件原決定が原子力規制委員会での議論の再現でも判断代置でもない述べた点をまとめ、行政追従でない司法判断が可能であることを示したとする。井戸謙一「原発関連訴訟の到達点と課題」環境と公害46巻2号 (2016年) 5頁は市民の常識的感覚に合致した判断と評価する。
- 18) この決定の評釈として黒川哲志・新・判例解説 Watch 文献番号z18817009-00-140761588 (Web版2018年3月2日掲載)、海渡・判時2357＝2358合併号 (2018年) 35頁がある。